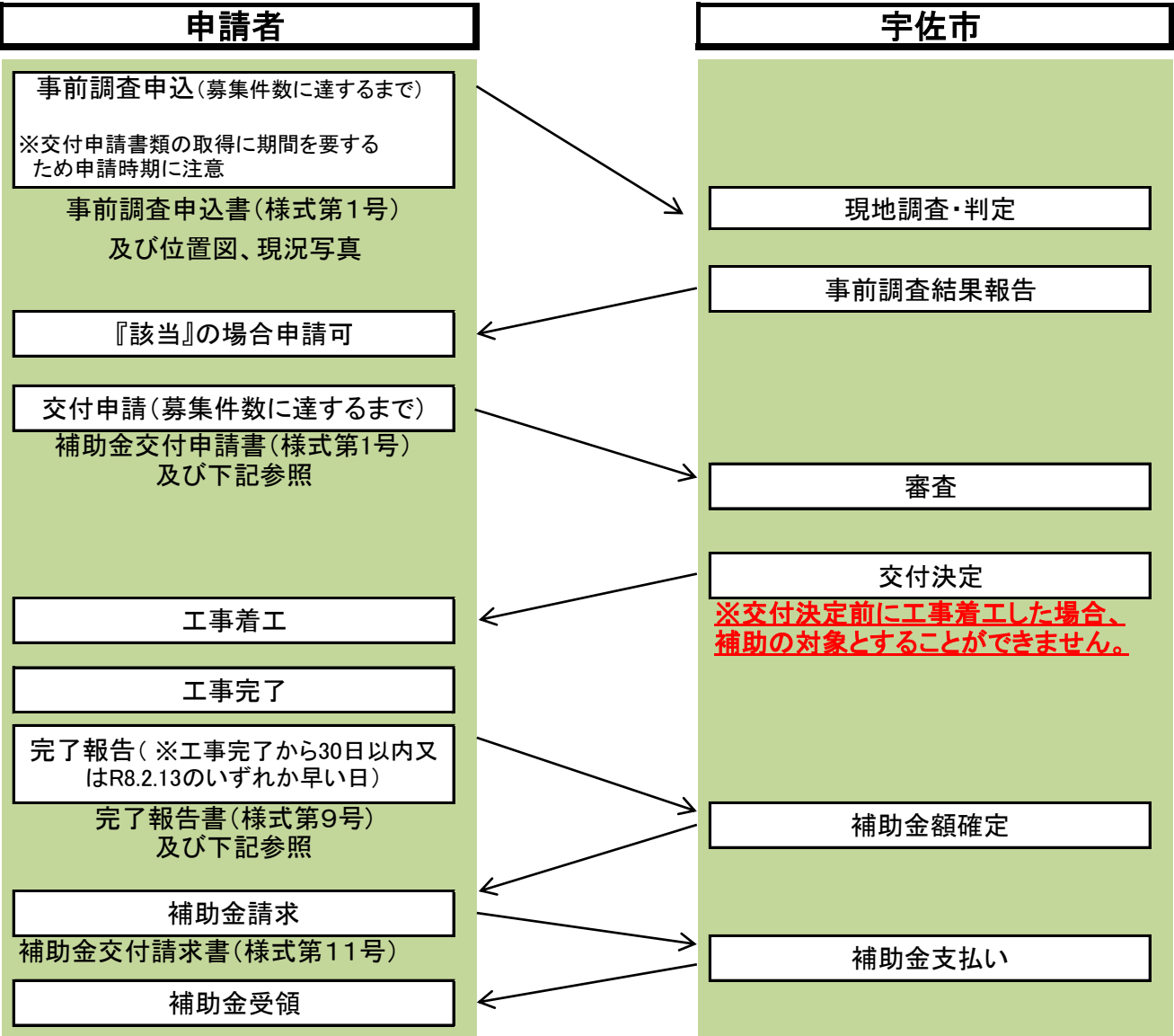


(追加募集2) 令和7年度 危険ブロック塀等除却促進事業 補助金の申請手続きについて

- 危険ブロック塀等を除却する場合に、除却工事費の2分の1(上限10万円)を補助します。
- 申請前に事前調査をなるべく受けるようにして下さい。
(事前調査を受けることにより、あらかじめ危険ブロック塀等に該当するかが確認できます。補助金申請をスムーズに行うことができますので、ぜひご活用ください。)
- 申請手続きの流れ及び必要書類については、下記をご参照ください。
- 補助対象に該当するか、裏面の確認表でご確認ください。



補助金交付申請時必要書類

- (1)実施計画書(様式第2号)
 - (2)除却工事見積書の写し
 - (3)位置図
 - (4)現況写真
 - (5)敷地の所有者を確認できる書類(登記簿謄本等)
 - (6)誓約書(等式第3号)
 - (7)申請者が敷地の所有者以外の者である場合にあっては、敷地の所有者との関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

完了報告時必要書類

- (1)工事請負契約書の写し
 - (2)工事の領収書の写し
 - (3)工事写真(施工前及び施工後)
 - (4)マニフェストの写し
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります。

受付窓口 建築住宅課 指導審査室(TEL.0978-27-8182)

危険ブロック塀等除却促進事業 申請要件確認表

1. 申請者の要件

☐	申請者が次のいずれかに該当する
	☐ 敷地の所有者（登記簿謄本等により確認できます）
	☐ 敷地の所有者の相続人（戸籍等により確認できます）
	☐ 敷地の所有者から同意を得た者（同意書が必要です）
☐	申請者が法人等に該当しない
☐	申請者が宇佐市税を滞納していない
☐	敷地の所有者が宇佐市税を滞納していない

2. ブロック塀等の要件

☐	次のいずれかに該当する
	☐ コンクリートブロック造による塀
	☐ コンクリートパネル造による塀
	☐ 石造、れんが造による塀
	☐ その他の組積造による塀（フェンスその他上記に類するものとの混用の場合を含む。）
	☐ 門柱
☐	法人等が敷地の所有権を有していない
☐	ブロック塀等が危険ブロック塀等に該当する → 事前調査を受けることにより、確認できます

申請にあたっては、上表1、2の要件をすべて満たす必要があります。